# ベース・レジストリの指定について

* 令和３年５月26日
* 内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室
* https://cio.go.jp/node/2764

## 1. 経緯

令和２年12月に策定したベース・レジストリ・ロードマップ（以下「ロードマップ」という。）においては、ベース・レジストリの重点整備対象候補として、個人や法人等、12の分野を例示していた。内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室（以下「IT総合戦略室」という。）においては、ベース・レジストリ指定に向け、ロードマップにおける重点整備対象候補のうち、社会的ニーズ、経済効果、即効性の観点に基づき、具体のデータの抱える課題についてデータホルダーの関係省庁と調整しながら検討を進めてきたところである。

## 2. ベース・レジストリ運用イメージ

ベース・レジストリ運用イメージとしては、基本的には以下の３類型が考えられる。指定を受けたベース・レジストリについては、それぞれの現状のデータ整備状況や特性等を勘案し、最も適した運用形態を検討し、整備を進めていく。

1. 各省庁等の保有するデータベース（以下「DB」という。）又はネットワークからキャッシュでデータを取得し活用する方法
2. ベース・レジストリカタログとの連携で活用する方法
3. 各省庁の保有するDBからデータ等をマッシュアップし、新たにベース・レジストリDBを構築・運用する方法

## 3. ベース・レジストリの効果

ベース・レジストリの効果としては、ロードマップで述べたように、以下のような効果を想定している。

1. ワンスオンリーの実現
   * 行政手続きのワンスオンリーが実現し、申請者は再入力の時間・コストの削減、エラー処理の防止が図られる。
2. 行政におけるシステム重複投資の削減
   * 各府省において、それぞれの業務を規定する各種法令の目的のために収集・整備・更新していたデータについて、ベース・レジストリとして一体として運用できるようになり、重複投資の削減が図られる
3. 社会の情報基盤としての貢献
   * 行政だけでなく、民間も活用できるデータについては、社会の情報基盤として共有して利活用することにより、社会コスト全体の削減に寄与する。

具体的には、法人に係るデータである役員代表者の氏名情報、決算情報（決算公告）、資格情報（各種許可、届出）等は、行政への各種補助金の申請、許認可の申請等において多く要求される情報である。例えば、各種補助金の申請等においては、法人登記事項証明書を取得し、申請書に添付する必要がある。

仮に、これらがベース・レジストリとして整備され、行政機関間の情報連携が可能となれば、既に別の申請で記載した情報は再記入不要となるなど、申請者の手間が大幅に削減される。

更に、行政機関においても提出される添付書類の確認業務負荷の低減や審査業務の自動化、紙管理コスト等による負荷低減等が図られる。

また、現在は各府省がそれぞれの業務を規定する各種法令の目的で整備・運用している地図情報（以下「個別地図情報」という。）やアドレス情報において、町字・地番情報を活用する際に表記の揺れ等が存在することから、スムーズな情報連携が困難となっている。このため、町字・地番を含むアドレス情報をアドレスのベース・レジストリとして整備して個別地図情報と連携することにより、ある台帳の地図情報が更新されれば、それと連動して別の台帳の地図情報の更新も可能となり、個別地図情報の更新に係る負荷低減等が図られる。

これら正確かつ最新に保たれたアドレス・ベース・レジストリの情報が社会全体で共有されることにより、行政だけでなく民間においても、例えば物流業界における配送先情報や各企業における郵送物に必要なアドレス情報において正確性担保により配送間違いの削減が図られるなど、ベース・レジストリが様々な分野で利活用されることにより、社会全体のコストを削減することにつながる。

## 4. ベース・レジストリ指定の考え方

ロードマップでは、①多くの手続きで利用されるデータ、②災害等の緊急時に必要なデータ、③社会的・経済的効果が大きいデータ、の観点からベース・レジストリの重点整備候補を選定したところである。 本指定においては、ベース・レジストリが我が国初の概念であり、成功体験を積み重ね、その意義、効果が実感できることが重要であるとの観点から、主に、以下の視点に基づき、ベース・レジストリとなるデータを指定することとした。

1. 社会的ニーズ
   * 多くの手続きで利用されるデータ、社会全体で活用する場面が多いデータ、災害等の緊急時に必要なデータなど、社会的ニーズの高いデータ
2. 経済効果
   * データ整備による効率化や新たな価値の創出などにより、経済インパクトが大きいと想定されるデータ
3. 即効性
   * 既に整備・公開されているオープンデータ、クレンジングの必要性がない高品質なデータなど、すぐに利活用が可能なデータ

ベース・レジストリは、ワンスオンリーの実現の観点から、データ標準の整備・採用、データ品質の確保、データ再利用が容易に可能であることなどの要件を備えることが望ましい。しかし、現状これらの要件を完全に備えているデータは僅少である。 そのため、ベース・レジストリ指定に際しては、指定当初の段階から、上記の要件の網羅的・完全な具備を求めることはせず、段階的にベース・レジストリの向上を図ることとする。

## 5. ベース・レジストリの指定

上記４の指定の考え方を踏まえ、各分野において、ベース・レジストリとして適当であるデータ項目、各項目を構成するデータ等について、下表に示すとおり、ベース・レジストリとして指定する。

なお、指定に際しては、ベース・レジストリに具備することが望ましい要件として上記４に記載した「データ標準の整備・採用、データ品質の確保、データ再利用が容易に可能であることなどの要件」に対する当該データの状況に鑑み、以下のとおり区分して指定する。

* 区分①：即効性の観点から、早期にベース・レジストリとしての利活用を実現するものとして指定するデータ
* 区分②：今後ベース・レジストリとして整備のあり方を含め検討するものとして指定するデータ

### 表１：区分①として指定するベース・レジストリ一覧

| 分野 | 指定項目 | 指定データ等 | 所管部門 |
| --- | --- | --- | --- |
| 法人 | 会社法人等番号 | 商業・法人登記簿 | 法務省 |
| ^ | 商号（法人名） | ^ | ^ |
| ^ | 本店（所在地） | ^ | ^ |
| ^ | 法人番号 | 法人番号公表サイト | 国税庁 |
| ^ | 法人資格 | gBizINFO | 経済産業省 |
| ^ | 決算情報 | EDINET | 金融庁 |
| 土地・地図 | 地図情報 | 電子国土基本図 | 国土地理院 |
| ^ | 郵便番号 | 郵便番号 | 日本郵便 |
| 公共施設※1 | 中央省庁施設 |  | 中央省庁 |
| ^ | 自治体施設 |  | 地方公共団体 |
| 法律等 |  | 法律・政令・省令 | e-Gov |
| ^ | 支援制度 | ミラサポPlus制度ナビ | 経済産業省 |
| ^ | ^ | 被災者生活再建支援制度データベース | 内閣府 |
| その他 | 文字情報 | 文字情報基盤 | （一社）文字情報技術促進協議会 |
| ^ | イベント |  | 中央省庁・地方公共団体 |

* ※１ 公共機関が所管する施設のうち国民の用に供する施設を対象とする

### 表２：区分②として指定するベース・レジストリ一覧

| 分野 | 指定項目 | 指定データ等 | 所管部門 |
| --- | --- | --- | --- |
| 法人 | 決算情報 | 官報（決算公告） | 国立印刷局 |
| ^ | 役員※2・資本金 | 商業・法人登記簿 | 法務省 |
| ^ | 事業所情報 | （マスターデータを整備する必要あり） |  |
| 土地・地図 | アドレス | （マスターデータを整備する必要あり） |  |
| ^ | 町字 | 電子国土基本図 | 国土地理院 |
| ^ | 所在・地番 | 不動産登記簿 | 法務省 |
| ^ | 不動産番号、地図データ | ^ | ^ |
| 個人 | マイナンバー | マイナンバー制度及び地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループの検討を踏まえ検討） |  |
| ^ | 個人４情報（氏名、住所、性別、生年月日） | ^ |  |
| ^ | 個人資格 | ^ |  |
| ^ | 戸籍の記載事項 | ^ |  |

* ※２ 役員は「代表者の氏名」に限る

区分②として指定したデータについては、ベース・レジストリとしての活用にあたって、マスターデータ整備や目指すべき姿から検討する必要がある。具体的なデータの整備・運用のあり方について引き続き検討する。

「個人」分野の個人情報については、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」を受け、マイナンバーを利用した情報連携の拡大に向けた検討を進めることとなっていることから、項目のみの指定とした。

## 6. 指定したデータの今後の扱い

ベース・レジストリに指定されたデータ等については、以下の通り取り扱うこととする。

### ベース・レジストリ整備に向けた支援

ベース・レジストリに指定されたデータについて整備が円滑に進むよう、IT総合戦略室（デジタル庁）において、必要なルールやデータ標準の整備、各種ツールの整備等、指定されたデータを保有する各府省に対し必要な支援を行う。

### ベース・レジストリの取り扱いにかかるルールの適用

ベース・レジストリに指定されたデータを保有する府省においては、以下をはじめとしたベース・レジストリとして取り扱うために必要なルールを適用していくこととする。

### データ標準への準拠

IT総合戦略室において整備するデータ標準にのっとり、必要に応じてデータ構造の修正やクレンジング等を行う 。

#### 品質フレームワークによる品質評価の実施

IT総合戦略室において整備するデータ品質管理フレームワークを用いて、品質評価を実施し、評価結果を踏まえ必要に応じて品質向上策を検討する。

#### 参照ルールの徹底

今後ワンスオンリー手続きを整備する際、ベース・レジストリで情報提供しているデータに関しては、新規に情報を取得せずにベース・レジストリの情報を参照する。

また、参照した情報が間違っている又は新規登録や更新がされていない場合には、ベース・レジストリを活用してサービスを提供する者は、データを保有する府省庁等のベース・レジストリ管理者に対して報告し、修正・更新対応を行うこととする。

### ベース・レジストリの整備

今後、ベース・レジストリに指定されたデータのデータ標準への準拠、データのクレンジングなどのデータ整備、ベース・レジストリ活用に向けたカタログサイトとの連携、API整備などのシステム改修等が見込まれる。各府省においては、今後、これらに必要な予算要求等について検討する。

なお、ベース・レジストリに指定したデータにおいて、現在把握している主な課題については、以下の通り対応する。

#### 1. 区分①として指定したベース・レジストリの整備

国税庁の法人番号公表サイトが保有する法人番号・商号（法人名）・本店（所在地）、金融庁のEDINETが保有する上場企業の役員・資本金・決算情報、届出・認定・表彰などの法人の資格情報については、gBizINFOに各データホルダーから情報が提供され、gBizINFOでAPIにより公開されていることから、ベース・レジストリのカタログサイトと簡易なAPIでの連携を2021年度中に実現する。

また、既にHPで公開されている電子国土基本図の地図情報、日本郵便の郵便番号、総務省の法律・政令・省令、経済産業省のミラサポPlusの支援制度（企業向け）については、ベース・レジストリのカタログサイトへ掲載するとともに、ベース・レジストリのカタログサイトとの簡易なAPI連携について検討を行う。なお、個人向けの支援制度については、今年度内閣府（防災担当）において被災者生活再建支援制度データベースを構築予定であり、ベース・レジストリのカタログサイトとのAPIによる容易な情報連携を行う。

法務省の商業・法人登記簿に記録された会社法人等番号、商号（法人名）、本店（所在地）、法人の役員名、資本金の取得については、登記情報連携システムとの簡易なAPI連携等の方策を検討する。

#### 2. 区分②として指定したベース・レジストリの整備

上場企業以外の決算情報（決算公告）、事業所、土地・地図分野のアドレス（町字、所在・地番）については、個々のシステムの特定領域におけるマスターデータが存在するものもあるが、網羅的なDBは構築されていない。 また、現在行政が保有する様々な土地台帳については、連携可能とする共通のキーが存在しない、各台帳間の表記揺れ等の課題がある。

そのため、決算情報（決算公告）、事業所、土地・地図分野のアドレス（町字、所在・地番）等については、まずは目指すべき姿を策定する。

##### 決算情報（決算公告）

決算情報については、補助金の申請などの添付書類として過去数年分を求められる事例が多く、この部分のワンスオンリー化ができれば、申請する企業の負担軽減が見込まれる。一方、決算公告は株式会社における会社法上の義務であるものの、全ての株式会社が履行している訳ではないのが実態である。

このため、決算公告の実施拡大を図るために、新たに決算情報DBを構築し、民間企業からこのDBに決算情報をアップロードして公開するとともに、これをもって会社法の決算公告と見なすことができるようなDBとすることを検討する。その際、多くの企業で利用している会計ソフトとの連携を図り、簡易なアップロード方策を導入するなど利用の拡大方策を合わせて検討する。

この点について、会社法上の決算公告と見なすことができるDBをどのように構築するか、会計ソフトを通じたアップロードにおける真正性確保、改ざん防止策のあり方が課題となる。

このため、会社法の決算公告との関係、利用拡大方策に関する課題を整理し、2025年までの実装を目指す。

#### 事業所情報

事業所については、様々な手続きで事業所の登録等を要求しているが、それぞれの事業所の定義はまちまちであり、一つの行政手続きにおいて、全ての事業所を網羅的に登録しているDBは存在しない。

そのため、ベース・レジストリとして利活用に資する事業所の定義について検討する必要がある。事業所の定義として、何らかの行政手続きに基づき登録をする事業所を「特定事業所」（仮称）として位置づけ、このDBを構築することが考えられる。DB構築にあたっては、事業所の登録を求める行政手続きの悉皆調査が必要である。また、DB構築の初期データをどのように収集するか（各行政機関の手続きにおいては、業務を規定する各種法令に付するデータの目的外利用を禁じるものも存在する）等の課題がある。

したがって、まずは、事業所の登録を求める行政手続きの把握や業務を規定する各種法令に付するデータの目的外利用などの制限の有無を調査し、どのようにDBを構築することが合理的かについて検討を行う。そのうえで、各行政機関の手続きにおける課題（業務を規定する各種法令に付するデータの目的外利用の禁止など）を整理し、2025年までの実装を目指す。

##### アドレス（町字、所在・地番）、不動産番号、地図データ（不動産登記情報）

現在行政が保有する様々な土地台帳については、共通のキーが存在しない、各台帳間の表記揺れなどのため、台帳の更新などの際には、不動産登記簿等からデータを入手しても手作業で再入力するなど膨大な作業時間が発生しているのが実態である。

このため、町字、所在・地番、不動産番号をベース・レジストリとして指定し、これらを共通キーとして各台帳の紐付けを可能とする。この点については、地番は個人情報に該当する場合があるとされており、少なくとも行政機関間での扱いをどのように整理するかが課題となる。

また、町字、所在・地番表記の揺れに対するクレンジングや情報提供のあり方（APIや地図データ（不動産登記情報）のXML形式での提供）も課題となる。更に、台帳の保有する地図データそのものの連携を可能とする必要があるが、地図データ（不動産登記情報）の4割程度は地籍調査等を経ていない古い公図のままである。そのため、当該4割程度は正確な緯度経度が確定できない任意座標系に基づくものであり、他の地図データとの連携の際に適切に重ね合わせられないなどの課題がある。これらの地図データについては、まずは地籍調査等を進め測量法第11条で定められた基準に準拠した座標系（以下「公共座標系」という。）を付した地図を整備するとともに、任意座標系が付与されているものについては公共座標を付与する必要がある。

このため、まずは地番における個人情報との関係を整理しつつ、情報提供の技術的な課題や地図データの活用における公共座標系の付与方策等の課題を整理し、2025年までに、公共座標系の付与された地図データを含む台帳間連携を可能とするよう検討を進め、その実現を目指す。

##### 個人分野

先述のとおり、個人情報については、マイナンバー、戸籍、個人４情報（氏名、住所、性別、生年月日）、個人資格という項目のみの指定となっているところ、これらについては、2020年末にとりまとめられた「マイナンバー制度及び地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」報告書を受け、マイナンバー等を利用した情報連携の拡大に向けた検討を進める。

具体的には、税・社会保障・災害の３分野以外におけるマイナンバーを利用した情報連携について、2021年度に検討し、国民の理解を得られたものについて、2022年度の通常国会に法律案を提出する。

個人の資格については、2021年度に各種免許、国家資格等の範囲について調査を実施し、2023年度までに共同利用できる資格管理システムの開発・構築を行い、2024年度にデジタル化を開始する。

## 7. 指定したデータ以外のデータの今後の扱い

上記５で指定したデータ以外については、ベース・レジストリへの指定に向け、以下の通り検討を進め、適宜指定を行っていく。

1. 指定を見送ったデータについて
   * 品質向上の必要性等の課題から指定を見送ったベース・レジストリについては、各府省が保有する既存のデータのクレンジング等によりデータ品質を確保することや、既存のデータをマッシュアップして推奨データセットに則った新たなデータセットとして整備するなど、ベース・レジストリとして指定することに向け、引き続き取り組んでいく。この取り組みを通じて整備したデータについては、順次ベース・レジストリとして指定していくこととする。
2. 各府省等からベース・レジストリとして指定の要望があるデータについて
   * 個別分野において、各府省からベース・レジストリ指定の要望がある場合、上記４の指定の観点に照らし、順次指定していく。